

4-1 定住施策の推進

4-1-1 現状と課題

定住対策を中心とする地域振興については、過疎地域自立促進特別措置法により必要な財源措置がなされていますが、全般的には公共福祉目的の事業に限定され、働き場の確保に直結する産業振興の決め手にはなっていないのが現状です。

現在、少子高齢化現象が社会問題となっていますが、膨大な教育費を費やしながら育てた子ども達も、大学などで学んだことを生かす機会の少ない地元で就労出来ずに都市部へと出て行く状況が続いています。

一方、残された高齢者は、医療や介護サービスを支えとして生きていかなければなりません。そのサービスも財政の危機を理由とする規制強化により、助け合いに頼らざるをえない状況です。しかしながら、従来の「結」を基本とした地域のつながりも、近年の核家族化の進展により薄れつつあり地域コミュニティの再構築が必要となっています。

当町の定住化対策としては、40歳までを対象とした若者定住奨励金制度や産業後継者派遣研修制度があります。少しでも人口の減少に歯止めをかけるため、今後は空き家バンク事業などを推進し、本町の恵まれた自然環境と今日まで培われてきた歴史・文化を売り物として、若者に限らず団塊の世代の積極的な受け入れにも取り組む必要があります。

4-1-2 施策の体系

政策項目	施策項目
定住施策の推進	(1) 就業の場の確保 (2) 地域医療の確保 (3) 空き家バンク事業の推進 (4) 就農支援 (5) 団塊の世代の受け入れ

4-1-3 方向と目標

定住促進のために、「津和野町定住促進協議会」を設立し、官民一体となった取り組みを推進します。

(1) 就業の場の確保

「Uターンしたくても仕事が無い。」、「Iターンしたいが仕事は?」といった声を良く聞きます。このように、本町のような中山間地域では生活の基盤となる仕事が見つからず、U Iターンしたくても出来ないといった現状が続いています。

町としては、起業家支援や町内への企業誘致はもとより近隣の市町村とも協力して通勤圏内への企業誘致を推進します。

(2) 地域医療の確保

小さな子どもを持つ親子連れや定年退職後の定住の場としてU Iターンを想定した時、医療の充実はととても重要です。臨床研修制度や診療報酬の改正などにより壊滅状態にある地域医療は、基礎自治体レベルでは対応できないところまできています。町としては、開業医の支援や道路改修により医療機関までの時間短縮を図るなど側面的な支援により地域医療の確保に努めます。

(3) 空き家バンク事業の推進

平成18年度より、町内の空き家を登録して希望者に斡旋する空き家バンク事業がスタートしました。この事業は、県の「しまねU Iターン住宅相談員制度」を活用したもので、専門の資格を持った相談員と協力員、町職員によりU Iターン希望者に住宅の斡旋を行っています。今後も、町ホームページや広報、ケーブルテレビなどを通じて積極的に空き家の掘り起こしを行い定住の促進につなげます。

(4) 就農支援

津和野町農業担い手支援センターを中心に、就農に向けた支援を行います。また、増えつつある遊休農地を町民に貸し出すシステムを構築し、合わせて定住環境の整備にも努めます。

(5) 団塊の世代の受け入れ

本町には、水質日本一を誇る高津川（国土交通省の発表した全国の1級河川の2006年水質調査結果で1位）や、ぶなの原生林が残る安蔵寺山など

4-1-4 アクション プログラム

の豊かな自然と700年の伝統に培われた歴史・文化があります。こうした資源を積極的にPRし、団塊の世代の受け入れに努めます。

実施事務事業等の概要								
事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画 24~28	備考
		19	20	21	22	23		
空き家バンク事業の推進	情報企画課	○	○	○	○	○	○	
田舎暮らしツアーの実施	情報企画課			○	○	○	○	
2地域居住の推進	情報企画課			○	○	○	○	
農業体験塾の実施	民間団体			○	○	○	○	
定住支援NPO法人の設立	民間団体			○				

4-2 保健・医療

4-2-1 現状と課題

本町の医療機関は下表のとおりです。これらの医療機関は、いずれも旧日原町や旧津和野町の中心部に位置し、遠隔地からの通院には30分以上の時間が必要となっています。こうした遠隔地の患者の利便性を図るため、共存病院や開業医による患者輸送バスが運行されていますが、公共交通機関の利用を含めた交通の確保が重要となっています。

平成16年にスタートした新たな臨床研修制度により、中山間地の病院は医師の確保が困難な状況となり、地域医療の根幹が揺るぎはじめています。更に、平成18年4月からは診療報酬が改訂され、就労条件に恵まれた都市部へ看護師が集中するという新たな懸念が発生しています。このため、病院経営はますます厳しくなることが予想され、石西厚生連において運営している津和野共存病院及び日原診療所、介護老人保健施設の公設民営化が進められています。

また、医師不足から津和野共存病院が救急医療機関告示を取り下げました。実際には電話対応を含め、初期段階の救急患者や比較的軽度の症状の救急患者については、医師及びその他スタッフを配置して、救急医療体制を維持しているものの、その他の救急患者については益田赤十字病院及び益田医師会病院に搬送せざると得ない状況となっています。

◇医療機関

(平成19年11月現在)

総合病院	診療所	開業医院	歯科医院	調剤薬局
1	1	4	3	6

4-2-2 施策の体系

政策項目	施策項目
保健・医療	(1) 長生きのための健康づくり (2) 生活習慣病予防対策 (3) 医療体制の整備充実 (4) 通院交通手段の確保 (5) 介護予防・生活支援の推進

4-2-3 方向と目標

(1) 長生きのための健康づくり

それぞれのライフステージにおける、健康のための実践行動がすぐできる健康なまちづくりを目指します。健康づくりを効果的に推進するために、「健

「健康つわの21」に基づいた各種統計や意識調査などの情報を基盤に具体的な健康課題・健康目標を設定し、目標の達成に努めます。

(2) 生活習慣病予防対策

少子高齢化社会を健康で活力あるものにするために、保育所・学校などと連携し小児期からの生活習慣病予防を効果的に推進します。

(3) 医療体制の整備充実

日常の健康管理・健康相談から一般的に見られる疾病や外傷などに対する適切な診断・治療を行うとともに、近隣市町村との連携により必要に応じて専門的な医療機関への紹介を行うなど地域に密着した包括的なケアで地域医療体制の充実を図ります。また、庁内に津和野町地域医療対策室を設置し地域医療計画や医療組織形態の検討のほか医師確保など地域医療の充実や訪問看護など在宅医療サービスの充実に努めます。

(4) 通院交通手段の確保

いつでも安心して治療が受けられるように交通体系・手段などの見直しを図ります。

(5) 介護予防・生活支援の推進

介護予防、生活支援などを充実するために事業の効率的な推進を図ります。また、認知症高齢者の支援や地域包括支援センターをはじめとした関係団体との連携により、より良い保健サービスが提供できる体制を構築します。

4-2-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要								
事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
長生きのための健康づくり	健康福祉課	○	○	○	○	○		
生活習慣病予防対策	健康福祉課	○	○	○	○	○		
医療体制の整備充実	健康福祉課	○	○	○	○	○		
通院交通手段の確保	健康福祉課		○	○				
介護予防・生活支援の推進	健康福祉課	○	○	○	○	○		

4-3 地域福祉

4-3-1 現状と課題

少子・高齢社会を迎え、措置制度から支援費制度への移行など社会福祉制度の基本構造の改革が進められてきました。また介護予防の重視など介護保険制度の見直しや少子化対策の推進に向けた地域ぐるみの次世代育成が進められています。

本町では、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、公民館、各種福祉団体、NPOなどを中心にすべての町民が豊かな人間関係のもとで安心して生活できるよう、ボランティア活動や地域での身近な助け合い活動など、地域福祉活動に取り組んでいます。

ボランティア活動や地域コミュニティ活動など町民の自主的な活動を促進し、子どもや高齢者、障害者など、誰もが地域で自立し安心して暮らせるまちづくりが求められています。

種 別	名 称
NPO法人	特定非営利活動法人つわぶきの里

4-3-2 施策の体系

政 策 項 目	施 策 項 目
地域福祉	(1) ボランティア活動の推進 (2) 地域福祉活動の促進 (3) NPO法人への協力 (4) 福祉事務所の設置

4-3-3 方向と目標

(1) ボランティア活動の推進

学校教育や生涯教育、体験ボランティア活動への参加促進など、あらゆる学習や体験機会を通じて、福祉意識の醸成に努めます。また、福祉ボランティアや地域福祉リーダー及びコーディネーターの育成を支援します。

(2) 地域福祉活動の促進

「地域福祉計画」を策定し、保健・医療、福祉、学校教育・生涯学習など公民館を中心に連携を促進し、総合的な福祉コミュニケーションづくりを支援します。

4-3-4 アクション プログラム

(3) NPO法人への協力

現在あるNPO法人やこれからできるNPO法人などへの協力を行い、地域全体の福祉の向上に取り組みます。

(4) 福祉事務所の設置

平成20年4月より福祉事務所を設置し身近に相談できる体制をつくり、より地域に密着した福祉政策に取り組みます。

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画 24~28	備考
		19	20	21	22	23		
福祉事務所の設置	健康福祉課		○	○	○	○		
地域福祉計画の策定	健康福祉課		○					

4-4 高齢者福祉

4-4-1 現状と課題

本町の高齢化率は、全国平均の2倍近い38.5%（平成17年度）となっています。高齢者福祉の基本的な考え方としては、積極的な社会参加を促すことにより味わうことのできる生き甲斐であり、生涯学習や仲間づくりを基本とする助け合いによる長寿社会の安定です。

平成17年度に「シルバー人材センター」が組織され、自由闊達な活動が展開されていることは、これらの基本目標にそった高齢者福祉を考えるうえにおいて明るい話題といえます。

また、「2007年問題」として注目されている団塊の世代の受け入れについても、「シルバー人材センター」自らが、魅力的な生き甲斐集団としての誇りを抱きながら、受け入れ条件の一翼を担っていくことは、民間団体における高齢者福祉活動として注目したいと考えます。

◇高齢化率の推移

	平成12年	平成17年	平成22年
全 国	17.3%	19.9%	22.5%
島 根 県	24.8%	26.5%	27.8%
津和野町	34.1%	38.5%	40.6%

資料：昭和25年～平成12年 総務省「国勢調査」
平成17年～平成42年 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」（平成14年3月推計）

4-4-2 施策の体系

政 策 項 目	施 策 項 目
高齢者福祉	(1) 生きがい活動の推進 (2) 在宅福祉の推進 (3) 施設福祉の推進 (4) デイサービスセンターの機能強化 (5) 気軽に集まれる場づくり

4-4-3 方向と目標

(1) 生きがい活動の推進

- ① 明るい活力ある長寿社会の実現に向けて、高齢者が家庭、地域、企業など社会の各分野において、これまで培った豊かな経験と知識・技能を発揮し、健康でかつ生きがいをもって社会活動が行われるように、リーダーの養成やシルバー人材センターの充実を推進します。

②介護サービスの出来る施設やグループホームなどの整備を図ります。

(2) 在宅福祉の推進

在宅で介護を受けながら安心して過ごせるようにホームヘルプサービスの充実、訪問看護の充実を推進します。

(3) 施設福祉の推進

一人暮らしの老人や老夫婦世帯の増加に伴い、地域でお年寄りの生活を扶助する体制づくりを支援します。また、住宅情報や介護者の状況などにより自宅での生活が困難な世帯に対しては、老人向け町営住宅を整備します。

(4) デイサービスセンターの機能強化

介護者の負担の軽減や寝たきりにならないようにするために、現在のデイサービスセンターの機能強化を図ります。

(5) 気軽に集まれる場づくり

寝たきりにならないようにするために、元気な高齢者が気軽に集まり、レクリエーションやゲームなどを行って、仲間と話し合いが出来るふれあいの場づくりを推進します。

4-4-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
シルバー人材センターの充実	シルバー人材センター	○	○	○	○	○	○	

4-5 障害者福祉

4-5-1 現状と課題

障害者福祉については、企業や団体を含めた地域全体の課題として安心して暮らせるネットワークの形成が必要ですが、集会所や公共施設においては依然としてバリアフリー対策が遅れており、町民の意識改革とともに、施設の整備が必要です。

平成18年度から障害者自立支援法が施行されたことにより市町村が実施主体となる事業もありますが、効率性に欠ける単独事業もあり広域的な取り組みを考えていく必要があります。

また、住み慣れた地域で安心して暮らせる在宅福祉についても、きめ細かな対応が必要となっています。

4-5-2 施策の体系

政策項目	施策項目
障害者福祉	(1) 自立と社会参加の促進 (2) 福祉サービスの充実 (3) ボランティア活動の推進 (4) 相談、受診医療体制の整備

4-5-3 方向と目標

(1) 自立と社会参加の促進

障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

- ①機能訓練を兼ねた作業所の整備やトイレ、道路、公共施設などのバリアフリー化、更にスロープ、点字案内板、低床バスの導入のほか、身体に障害を持つ観光客が安心して過ごせるように^{※1}タウンモビリティを導入するなど障害者に優しいまちづくりを進めます。
- ②障害者に対する正しい理解を深めるために、町民の意識の啓発と浸透を図るとともに、就労のための技能訓練や学習に対する支援を行います。

(2) 福祉サービスの充実

ホームヘルプサービスや児童デイサービス、補装具などの給付による在宅福祉サービスの充実を図ります。

(3) ボランティア活動の推進

障害者に対する理解を深めるため、ボランティアコーディネーターを育成・

配置し町民が障害者のためのボランティア活動に積極的に参加できる体制を作ります。

(4) 相談、受診体制の整備

- ① 専門員・医師による相談支援やコミュニケーション支援などを充実し、障害者が暮らしやすいまちづくりに努めます。
- ② 広域の連携を強め、受診体制の充実を図るとともに、福祉サービスの利用がしやすい環境づくりに努めます。

※1 【タウンモビリティ】

「タウンモビリティ」とは電動スクーター（三輪・四輪で時速6 km以下）、車椅子などを用意し、障害・病気・ケガ・高齢などで常時または一時的にスムーズな移動が難しい人々に無料で提供、買い物を含め町の諸施設を利用できるようにするシステム。

4-5-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要								
事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
自立と社会参加の促進	健康福祉課	○	○	○	○	○	○	
福祉サービスの充実	健康福祉課	○	○	○	○	○	○	
ボランティア活動の推進	健康福祉課	○	○	○	○	○	○	
相談、受診医療体制の整備	健康福祉課	○	○	○	○	○	○	

4-6 児童福祉

4-6-1 現状と課題

平成18年度の出生数は41人ですが、今後も30人台で推移していくものと思われます。

戦後の復興期には、食糧難などの影響もあり農業に従事する人々を中心に2世代あるいは3世代同居が当たり前で、家族間の助け合いを基本とし、出産から育児までその絆が強く保たれていました。その後、経済成長に伴って核家族化が進み少子化傾向に一層拍車がかかりました。夫婦共働きの状況が一般化されるようになると、育児はもとより幼児期の過ごし方など、児童福祉のあり方が社会全体の問題としてクローズアップされています。

4-6-2 施策の体系

政策項目	施策項目
障害者福祉	(1) 保育サービスの充実 (2) 子育てに伴う経済的支援 (3) 保育所の適正配置 (4) 児童相談体制の充実 (5) 地域で子どもを育てる体制づくり (6) 母子保健医療の充実

4-6-3 方向と目標

(1) 保育サービスの充実

核家族化、共働きが増加する中で、児童の健全育成を図るため、保育所をはじめ、子育て支援センター、放課後児童クラブ、学童保育の機能の充実を図るとともに、多様化する保育へ対応するため、保育士の資質向上を目指した研修への参加を促進し、子育てをしながら安心して働くことが出来る環境整備に努めます。

(2) 子育てに伴う経済的支援

チャイルドシートなどの貸与、保育料の軽減などを引き続き実施することにより、子育てに伴う家計の経済的負担の軽減に努めます。

(3) 保育所の適正配置

児童数の減少傾向や、施設の老朽化などを考慮し、地域や学校と連携しながら保育所の適正配置に努めるとともに、新たな保育内容に必要な施設、

設備の整備を図ります。

(4) 児童相談体制の充実

近年の児童を取り巻く環境の変化に伴い、児童虐待の件数も増加傾向にある中で、様々な児童相談に対応できるよう、関係各課、児童相談所などの関係機関との連携を強化し、的確な相談支援体制の充実に努めます。

(5) 地域で子どもを育てる体制づくり

子どもたちを取り巻く周囲の人たちがいろいろな経験を活かし、地域で子どもを育てる体制づくりに努めます。

(6) 母子保健医療の充実

広域的な連携を強化し、母子医療保健体制の充実に努めます。

4-6-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
保育サービスの充実	健康福祉課	○	○	○	○	○	○	
子育てに伴う経済的支援	健康福祉課	○	○	○	○	○	○	
保育所の適正配置	健康福祉課	○	○	○	○	○	○	
児童相談体制の充実	健康福祉課	○	○	○	○	○	○	
地域で子どもを育てる体制づくり	健康福祉課	○	○	○	○	○	○	
母子保健医療の充実	健康福祉課	○	○	○	○	○	○	

4-7 人権・同和教育

4-7-1 現状と課題

人権問題、同和問題の根絶を目指して、対策事業、研修会、啓発活動を実施していますが、依然として実態的差別が存在しています。この現実を真摯に受け止め、あらゆる差別の根絶のために自分の課題として取り組める人権・同和教育が必要です。

人権・同和問題に取り組む体制として、旧両町でそれぞれ活動していた組織を一本化し、平成19年2月に「津和野町人権・同和対策推進協議会」が発足したので、今後一体的な活動を行っていくことでより充実した取り組みが期待されます。

また、学校でのいじめ問題は、人権問題に通じるものであり、その解決には、早期発見、早期対応が必須の課題なので、学校での人権・同和教育の充実とともに、継続した取り組みが重要となります。

4-7-2 施策の体系

政策項目	施策項目
人権・同和教育	(1) 行政、学校、家庭の連携強化 (2) 行政職員などの研修 (3) 人権・同和教育の推進と啓発活動の充実

4-7-3 方向と目標

(1) 行政、学校、家庭の連携強化

人権・同和問題の解決を図るためには、それぞれの立場での共通認識が必要であり、行政、学校、家庭の連携を図り、問題に対する共通理解に努めます。

(2) 行政職員などの研修

人権・同和問題の解決は行政の責務であり、町民一人ひとりの課題であるという認識と、差別の解消が緊急かつ重要であるという認識に立って、行政職員などをはじめとして、各種の研修を実施します。

(3) 人権・同和教育の推進と啓発活動の充実

人権・同和問題・いじめ問題に対する正しい知識、認識力をつけるために人権・同和教育を推進し、啓発活動の充実を図ります。

4-7-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要								
事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
各種人権問題研修会の開催	総務住民課 教育委員会	○	○	○	○	○	○	
人権同和教育の推進	学 校	○	○	○	○	○	○	
行政、学校、家庭の連携強化	教育委員会 同 対 協	○	○	○	○	○	○	
行政職員等の研修会	総務住民課 同 対 協	○	○	○	○	○	○	
人権・同和教育の推進と啓 発活動の充実	教育委員会 同 対 協	○	○	○	○	○	○	

※同対協：津和野町人権・同和对策推進協議会